最終更新日：2015年6月22日
株式会社不動テトラ
代表取締役社長　竹原 有二
問合せ先：管理本部　総務人事部　TEL：03-5644-8506
証券コード：1813
http://www.fudotetra.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社の企業グループは、コーポレート・ガバナンスの確保及びその充実は、株主を中心とする企業のステークホルダーの権利、利益の保護と企業価値の向上に資するものであり、事業の継続と発展を図るために取り組むべき最優先課題の一つであると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,473,100	8.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,365,800	4.05
新日鐵住金株式会社	4,062,520	2.23
日鉄鉱業株式会社	3,409,000	1.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,261,015	1.79
日本証券金融株式会社	2,214,600	1.22
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,158,700	1.19
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,124,860	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,765,500	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,760,400	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永田　靖一	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永田　靖一	○	該当事項なし	企業の役員を歴任されたことによる、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有することなどを総合的に勘案し、社外取締役に選任しております。現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、かつ、特に独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、会計監査人による会計監査に随時立会い、また監査計画、監査報告、レビュー結果について会計監査人より報告を受けるとともに、相互に監査計画、監査実施状況、監査の結果等について意見、情報を交換し、相互の連携を図っております。

・監査役と内部監査部門の連携状況
当社は、内部統制監査及び内部監査を実施する内部統制部門を設置しており、定期的に業務全般を審査し、業務の適正性や妥当性をチェックしております。監査役と内部統制部門とは、毎月1回の定期的な打ち合わせの場を持つなど、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の捗状況等について、情報や意見を交換しております。また、その内容について代表取締役社長へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中津　伸一	他の会社の出身者										△			
植村　公彦	弁護士										○			
寺澤　進	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中津　伸一		新日本製鐵（現：新日鐵住金）株式会社の出身者であり、当社は同社との間に、建設工事の受注や資機材の調達等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	企業の役員を歴任されており、企業経営について豊富な経験などを総合的に勘案し社外監査役に選任しております。
植村　公彦		弁護士法人御堂筋法律事務所の社員であり、当社は同法人との間に、顧問契約の締結、その他の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	法律専門家としての知見、経験及び他社での監査役としての経験などを総合的に勘案し社外監査役に選任しております。
寺澤　進	○	該当事項なし	公認会計士として専門的な知見および実務経験を有することなどを総合的に勘案し、社外監査役に選任しております。現在および過去の経歴等に照らし、取引所の定める独立性の基準への抵触や「会社との関係」の各項目への該当はなく、かつ、特に独立性が高いと判断し独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬の総額の範囲内において、業績を考慮した報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期
取締役に支払った報酬　7名　111百万円
監査役に支払った報酬　4名　44百万円
合計　11名　155百万円(うち社外4名32百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の報酬額は、総額の範囲内において、役位とランクに応じた一定の基準に基づき、業績の結果及び今後の見込みを考慮して、決定することとしております。
なお、取締役報酬の総額については、株主総会において、年額250百万円の範囲内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の付議・報告資料については、原則として、招集通知とともに会日の3日前までには配布し、社外取締役、社外監査役に対し、必要に応じ、事前説明を行うこととしております。
社外取締役、社外監査役の職務を補助するため、総務部門及び内部統制部門の要員がこれにあたることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人の各会社機関によって構成されております。
　取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、又は各取締役から業務執行状況の報告を受け、各取締役の職務の執行を監督しております。
　各取締役は、法令、定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令・定款への適合性に関し、相互に監視を行っております。
経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、定められた一定の事項については、経営会議(原則として毎月1回開催)の審議を経て執行しております。
　業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督の下、各執行役員の役位、担当業務を定め、執行責任を明確化し、業務を執行しております。また、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告するため、全執行役員を構成員とする執行役員会を定期的に開催しております。
　委員会として、全ての取締役を含めたメンバーで構成する、内部統制委員会(内部統制、リスク管理およびコンプライアンスに関する諮問機関)を設けております。
　当社グループの役員、社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他監査役と協議して定める事項について、監査役または監査役会に報告しております。また、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査役に対し監査役監査等において必要な事項につき報告を行うとともに、取締役会、経営会議、執行役員会、内部統制委員会など重要な会議において、内部統制システムの整備・運用状況を含め、重要な経営事項について監査役と情報を共有しております。
　代表取締役社長は、監査役と定期的に懇談会を開催する等、事業計画、業績などを含む広範な経営課題について監査役との情報や意見の交

換に努めており、取締役は、監査役が作成した監査方針、監査計画に従い監査役の職務が適切に行われるよう、体制の整備に留意しております。総務部門及び内部統制部門の要員は、監査役の指示に従い、監査役補助者として監査業務を補助することとしております。また、監査役補助者の独立性を確保するよう、監査役補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役会の同意を得て行い、人事考課についても、監査役は意見を述べることができることとしているとともに、監査役は、その職務の補助に関し、監査役補助者へ直接指揮命令することができ、監査役補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査役に指示事項の進捗を報告しなければならないこととしております。なお、監査役の職務の執行上必要と認める費用については、監査役の申請に基づき予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、監査役の職務に必要であると認められる費用を負担することとしております。

監査役会は、原則として、毎月１回開催し、監査に必要な事項について承認、協議しております。

監査役に対しては、重要な会議の出席、資料・議事録の配布や会議の資料、議事録、決裁文書、内部統制関連文書など会社の重要文書の全てを閲覧できる文書管理システムなどにより、継続的に経営・業務に関する情報の提供を行う環境を整えております。また、監査役と協議して定めた重要事項については、適宜、報告しております。

会計監査人につきましては、有限責任 あずさ監査法人との間に会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、会計情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。監査業務の執行は、公認会計士 若原 文安 氏（継続監査年数４年） 及 橋本　裕昭 氏（継続監査年数2年)により行われており、 監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士４名、その他10名であります。

３. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の事業特性、経営規模などを考慮し、当社と関係のある全てのステークホルダーへの信頼を高め、経営の健全性を確保しつつそ の効率性の向上を図る観点から、現状の体制を採用しております。

取締役の経営監督機能につきましては、取締役会、経営会議および執行役員会のほか、経営の重要事項に関し複数の取締役で構成する各種の委員会を設置し、取締役相互の監督・監視機能の充実を図っているほか、文書管理システムを用いた稟議・決裁文書を含む情報の共有化によって業務執行のモニタリングが確実に実施できる環境を整備しております。

独立性のある社外取締役１名を選任し、取締役に対する監督機能を強化するとともに、経営に関する豊富な知識、経験を活かし、客観的・中立的な立場から経営に対する適切な助言、意見が得られる体制としております。また、監査役４名のうち３名の社外監査役には独立性が高く、会計、財務、法律、経営の分野において豊富な知識、経験を有する方を選任し、取締役の職務執行の適正性について「経営判断の原則」に照らして、客観的・中立的な立場で意見、助言をいただくなど、経営を十分に監視できる体制を整えております。

さらに、社外取締役の監督機能及び監査役の監査機能の強化とその実効性を確保するため、社外取締役及び監査役に対し取締役会の資料を開催日の３日前までに提供し、必要に応じ事前に説明するとともに、会計・業務処理および文書管理システム等の閲覧権限を確保することなどにより情報の共有化と監督・監査環境の整備を図っております。社外取締役及び監査役はこれらを活用しつつ、代表取締役社長との懇談会では事業計画や業績を含む広範囲な意見交換や経営をモニタリングすることとしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前の発送を行ないました。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる「第一集中日」を回避した会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	「電磁的方法による議決権行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けの「議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	議決権行使の結果につき、賛否を含めて、当社ホームページに公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の財務情報、適時開示情報、招集通知等の株主総会関連情報その他IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部　総務人事部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重するための行動規範を制定し、当社グループに適用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、諸活動を推進するとともに、当社ホームページに環境・社会報告書を掲載し、実施状況を報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動規範において、適時かつ適切に会社情報を開示するとともに、広く社会との双方向コミュニケーションに積極的に取り組む旨を規定している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方
当社グループは、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指している。これらを実現するためには、基盤となる法令遵守の徹底と業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性の確保を図る。金融商品取引法の求める財務報告に係る内部統制の有効性を確保すべく、当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備、運用、評価およびその継続的改善を計画的、効率的に推進するための方針を取締役会において決議している。なお、平成27年5月1日付をもって、同決議の内容を一部変更している。

2. 整備状況

(1)コンプライアンス体制
・当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンス基本規程に基づき取締役社長を委員長とする内部統制委員会を中心に継続的に当社グループの法令遵守体制の整備、拡充を図っている。
・各部門、部署の責任者は、業務が法令、社内規程に基づき適正に行われているかを常に監督し、法令違反行為の未然防止に努めており、内部監査部門は、当社グループの業務監査等により業務上の法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告することとしている。
・コンプライアンス基本規程に基づき、原則として子会社のコンプライアンス推進責任者を指名し、当社グループのコンプライアンスに関する取組みの周知徹底を図っている。
・当社グループの役員、社員を対象とした、企業倫理ヘルプラインを設置し、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を受け、必要な措置を講ずる体制を整えており、内部通報の状況等については、内部統制委員会及び監査役に適宜報告を行うこととしている。なお、企業倫理ヘルプラインについては、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用している。
・継続的に、関係法令の遵守を目的とした研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充し、コンプライアンス体制の強化を図っている。
・反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図っている。

(2) リスク管理体制
・リスク管理基本規程に基づき、内部統制委員会を中心にリスク管理マニュアルに従い、全社でリスクマネジメント活動(リスクの抽出、評価、対策の実施)を推進している。
・内部統制部門が全社のリスクマネジメントの企画及びモニタリングをしている。
・リスクマネジメントに関する重要事項については取締役会に報告している。
・リスク管理基本規程に基づき、原則として子会社のリスク管理推進責任者を指名し、子会社のリスクマネジメント活動を管理している。
・危機管理基本規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図っている。なお、重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は、緊急時の対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応が行える体制を整備している。

(3)情報管理体制
・取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書及び契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、取締役会規程、文書管理規程及びその他の社内規程に基づき、適切に保存、管理している。
・重要な会社情報については、法令、取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示している。
・情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図っている。

(4)子会社の業務の適正性を確保するための体制
・当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理している。
・関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づけている。
・子会社管理部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会及び経営会議においてその方針を決定し、または報告している。
・子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として1名以上派遣し、定期的に子会社の社長会を開催するなどして、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、その旨倫理規範に明記するとともに、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関および顧問弁護士と連携し、情報の共有化や反社会的勢力排除条項のある各種契約約款の使用及び反社会的勢力を当社グループの取引から排除するための業務ルール(マニュアル)を定めることなどにより、反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し、運用を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示体制の整備

当社は、倫理規範およびこれを実践するための企業行動指針において、「透明な企業会計と情報開示」を定め、適時開示に関しては、「株主、投資家等に対し、関係法令等に従い、正確な会社情報を適時かつ適切に開示する。」ことを基本方針としております。また、併せて、リスク管理基本規程に基づき、適時開示に関するリスクを把握・評価し、その対応を決定するとともに、全社コンプライアンス計画に基づく内部情報の管理、適時開示を含めた教育研修の実施等により、周知・啓蒙をおこなっております。

2. 適時開示を執行する体制

当社は、内部情報の管理、内部情報の公表、役職員の遵守すべき事項および役職員が行おうとする上場会社等の特定有価証券等の売買の規制について「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を定めており、本規則に基づき、情報管理責任者およびその事務局を設置し、内部情報を利用した不公正取引の未然防止を図っております。
また、適時開示規則上開示が求められている会社情報（内容、担当部署等）を各本部および子会社に周知し、適時開示すべき会社情報が発生したとき、または発生しそうなときは、速やかに情報把握担当部署、情報管理事務局および情報管理責任者に報告され、会社として早期かつ的確な情報の把握することができる体制や適時開示のための手順と役割分担等の実務上の体制を適時開示マニュアルに定め、会社情報を適時かつ適切に開示する体制を整えております。
なお、「決定事実・決算情報」については、所定の会議体（取締役会または経営会議）の承認後、「発生事実」については、発生後、速やかに開示することとしております。
これら、内部情報の管理および適時開示体制の整備・運用につきましては、内部統制部門が監査することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制図

平成27年6月22日現在

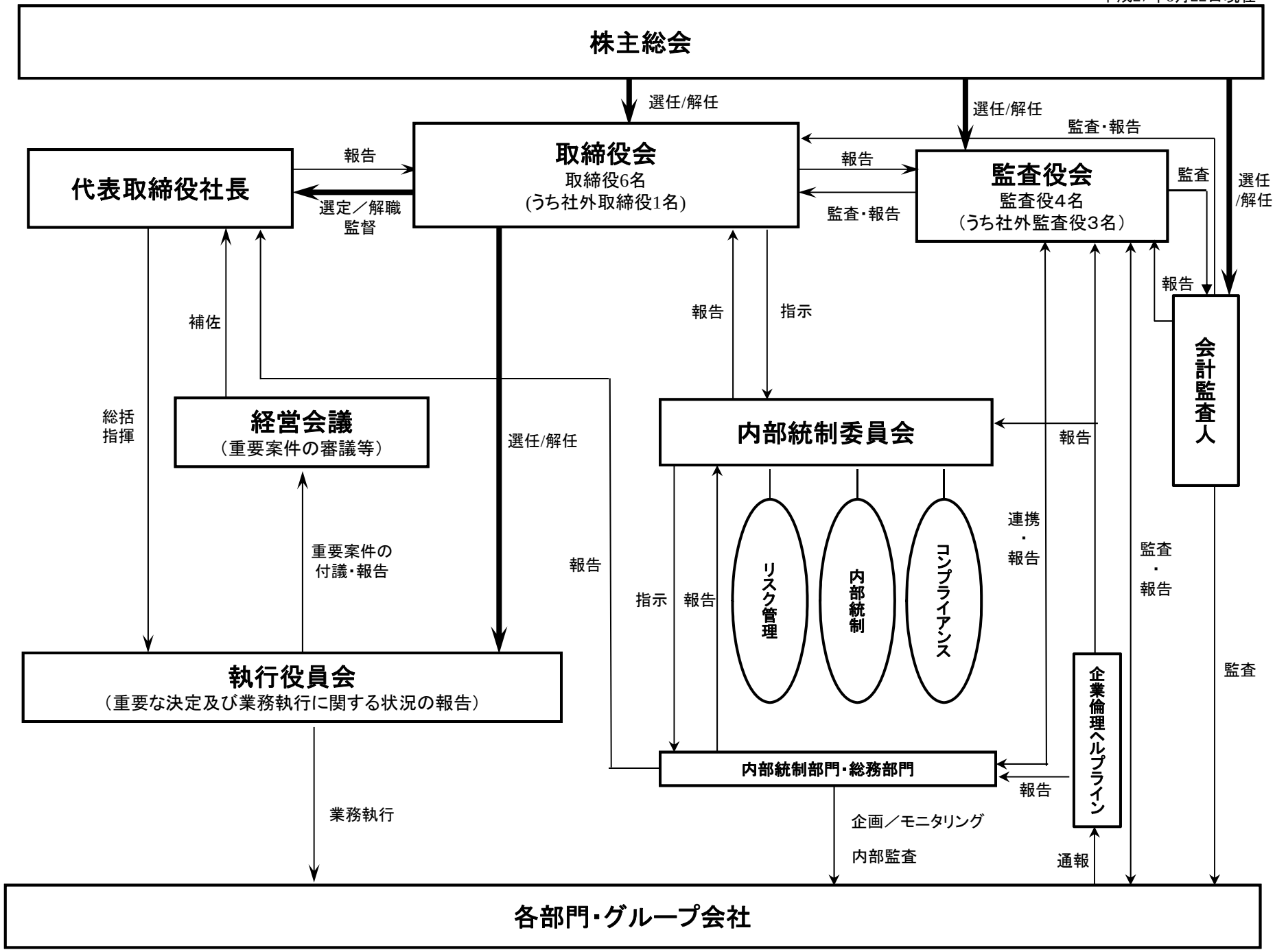

適時開示体制の概要図

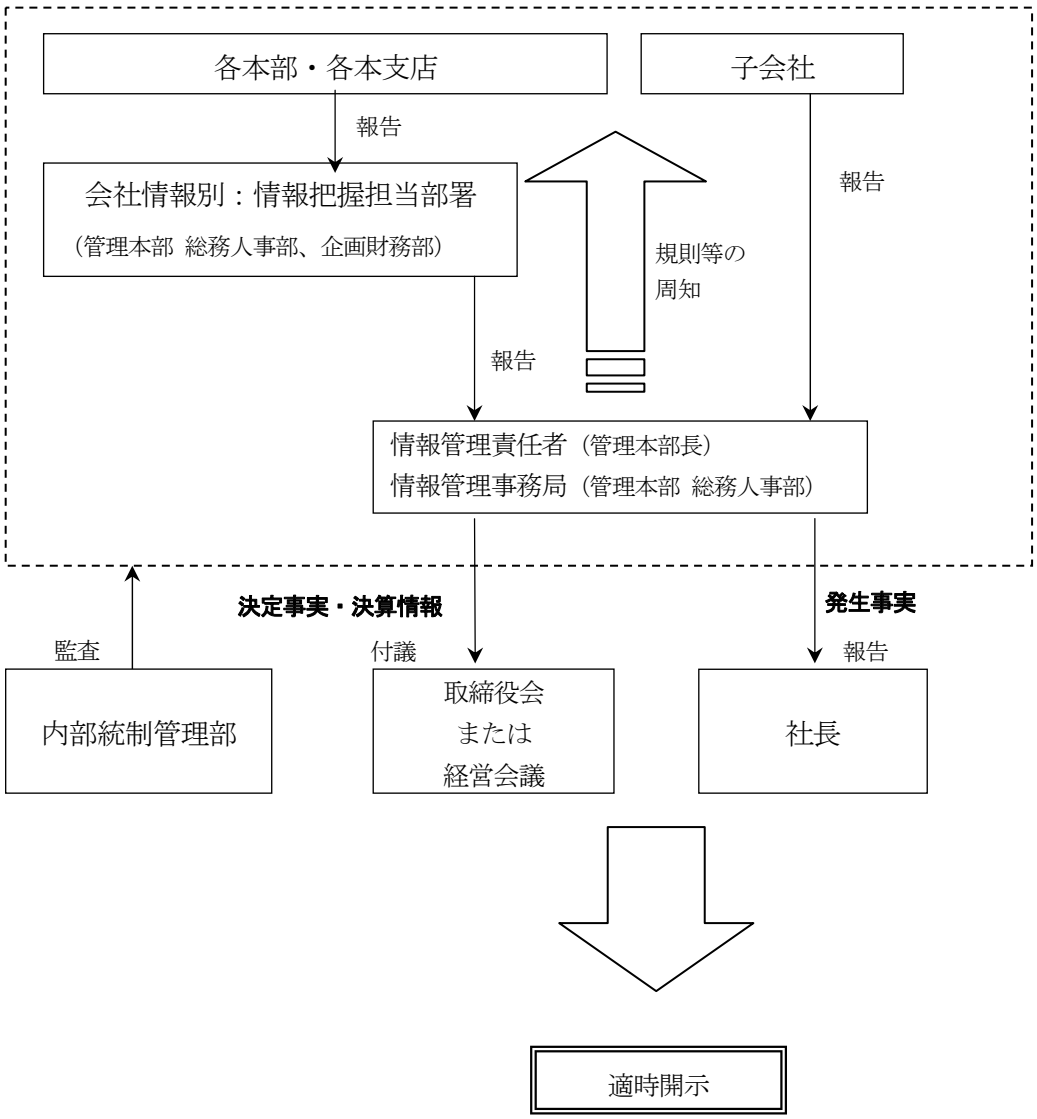
各本部・各本支店
子会社
報告
会社情報別：情報把握担当部署
（管理本部 総務人事部、企画財務部）
規則等の
周知
報告
報告
情報管理責任者（管理本部長）
情報管理事務局（管理本部 総務人事部）
決定事実・決算情報
発生事実
監査
付議
報告
内部統制管理部
取締役会
または
経営会議
社長
適時開示